

事務連絡
令和5年3月8日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和2年8月26日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところです。

これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告については下記のとおりですので、貴管下の医療機関に周知していただけます。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

令和2年4月10日付け事務連絡1. (1)に記載している以下の要件を遵守しない

処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、引き続き検証が必要と考えられる報告項目に限定する等、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、4月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和2年4月10日付け事務連絡1. (5) を参照すること。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excel ファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。

委療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

令和5年3月8日事務連絡別添1

初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施又は2度目以降の診療を電話や情報通信機器(初診も電話や情報通信機器を用いた診療や要診勧奨を行う医療機関(初診も電話や情報通信機器を用いた診療の場合は所在地の都道府県に毎月報告を行うこと)は所在地区同一疾患について診療する場合も、「初診」に含みます。